

テレビショッピングは契約条件をよく確認しましょう！

事例

テレビショッピングで、簡単に腹筋を鍛えることができるという健康器具を注文し、届いてすぐに試してみたが思うようにできなかった。返品しようと、業者に連絡すると「開封した場合、返品は受け付けられない」と言われた。「実際使ってみなければわからないではないか」と苦情を言ったが「返品についてはテレビでも伝えているし、同封している書類にも書いてある」と、こちらの言い分を聞いてくれなかった。(70歳代 女性)



ひとことアドバイス



- テレビショッピングでは、返品条件などについて表示時間が短く、分かりにくいことがあります。印象だけにとらわれず、返品条件や使い方などをよく確認してから注文しましょう。
- テレビショッピングなどの通信販売にはクーリング・オフの制度はなく、事業者が返品の特約を設けている場合は、それに従うこととなります。返品ができる場合でも、「開封後の返品は不可」「使用後は返品できない」などの条件があることもあり、注意が必要です。
- 印象だけにとらわれず、「商品の使い方」「使用上の制限」「返品できるか」などをよく確認してから注文しましょう。



見守るくん

困ったときは、お住まいの自治体の
消費生活センター等にご相談ください。



生活安全情報

米沢警察署生活安全課から

特殊詐欺の被害に遭わないために！

自分は絶対に大丈夫
と思わず、「直ぐに振り



込まない」「一人で振り込まない」を心がけ、振り込む前に、ぜひ遠慮なく警察に相談してください。どうしても警察に相談することがためられる方は、家族に相談して下さい。家族が近くにいなければ、知人でも結構です。とにかく大事なのは一人です。

▼ コンビニ払いを指示する架空請求にご注意！ ▼

携帯電話やパソコン等に「有料サイトの料金が未納なので、料金を支払わないと法的手続きを取る」等のメールが届くといった架空請求に関する相談が増加傾向にあります。最近では、詐欺業者が消費者に「支払番号」を伝え、コンビニの店頭でその番号を使って料金を支払わせるというコンビニ払い（コンビニ収納代行）の仕組みが悪用され始めています。



ひとことアドバイス

コンビニ払いの仕組みを悪用する詐欺業者は、電話やメールで支払い番号を伝えるケースのほか、「コンビニに着いたら電話するように」と指示し、コンビニから電話をすると支払番号を伝えられるケースもあります。その後、コンビニ内の端末に番号を入力して紙を出力し、レジで支払う、またはレジの店員に直接支払番号を伝えて支払っています。もしこのような方法で支払うよう指示された場合には、不審な取引とされますので、絶対に支払わないでください。

気を付けてゼロ！



8月・9月の消費生活法律相談

8月10日(水) 13:30~15:30

9月8日(木) 13:30~15:30

* 弁護士が無料でアドバイス(30分)

* 電話で事前予約をお願いします

置賜消費生活センター

〒992-0012

山形県米沢市金池7-1-50

(置賜総合支庁1階)

電話：0238(24)0999

FAX：0238(26)6072